

社団法人 日本印刷産業連合会
定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人日本印刷産業連合会 (THE JAPAN FEDERATION OF PRINTING INDUSTRIES。略称「J F P I」) と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、事務所を東京都中央区に置く。

(目 的)

第3条 本会は、印刷産業（印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業及び印刷業に伴うサービス業をいう。）のより高度化と総合的發展を図り、もって我が国産業の發展及び国民生活文化の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 印刷産業の高度化に関する研究開発
- (2) 印刷産業の情報化に関する調査研究
- (3) 印刷産業に関する製品及び資機材の需給安定化のための調査研究
- (4) 印刷産業に関する講習会、講演会、研究会等の開催
- (5) 印刷産業に関する公害防止と安全衛生向上のための調査研究
- (6) 印刷産業に関する普及及び啓蒙
- (7) 印刷産業の国際交流の推進
- (8) 関係各機関との連絡協調
- (9) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって民法上の社員とする。
2 正会員は、印刷産業に関する事業を営むもので構成される法人又は団体とする。

3 賛助会員は、前項に該当しない法人又は団体で、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとする法人又は団体は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 本会の会員にあつては、本会に対する代表者としてその権利を行使する者(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、入会時に、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 会員は、本会の運営及び事業の実施に要する経費を負担するため、総会の定めるところにより、会費を負担しなければならない。

(退 会)

第8条 会員が退会しようとするときは、事前にその旨を書面をもって会長に提出しなければならない。

2 会員が解散又は破産したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得て、これを除名することができる。

(1) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

(2) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(3) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が第8条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の業務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員、顧問及び相談役

(種類及び定数)

第11条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 40人以上45人以内

(2) 監事 2人又は3人

2 理事のうち、1人を会長、1人以上5人以内を副会長、1人以上3人以内を常務理事、20人以上25人以内を常任理事とする。

3 理事のうち、必要に応じて1人を専務理事とすることができる。

(選任)

第12条 理事及び監事は、総会において、正会員の役員のうちから選任する。ただし、正会員の役員以外の者を本会の理事又は監事とする必要のある場合は、4人を限度として選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会において理事の互選により定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

4 理事又は監事が、正会員の役員でなくなったときは、第1項の規定にかかわらず、理事会においてその後任の役員を理事又は監事に選任することを妨げない。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を得なければならない。

(職務)

第13条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、会務を総括する。

5 常務理事は、専務理事を補佐して、会務を分担処理する。

6 常任理事は、理事会に附議する事項を審議し、理事会から委任された事項を処理する。

7 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第15条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項第2号の規定により解任しようとする場合は、第9条第2項の規定を準用する。

(報 酬)

第16条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の同意を得て、報酬を支給することができる。

(顧問及び相談役)

第17条 本会に、顧問3人以内及び相談役3人以内を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- 4 相談役は、本会の事業に関して会長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- 5 顧問及び相談役の任期については、第14条第1項の規定を準用する。

第4章 会 議

(種 別)

第18条 本会の会議は、総会、理事会及び常任役員会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 常任役員会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。
- 4 監事は、理事会及び常任役員会に出席して意見を述べることができる。

(権 能)

第20条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事。
 - (2) 総会に附議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 常任役員会は、理事会の委任を受けて、会務の執行その他本会の運営に関し必要な事項を処理し、理事会に附議する事項を審議する。

(開 催)

第21条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- 3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- 4 常任役員会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(招 集)

第22条 総会、理事会及び常任役員会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の10日前までに正会員に通知しなければならない。
- 3 理事会又は常任役員会を招集する場合は、前項の規定を準用する。ただし、議事が緊急を要する場合は、あらかじめ理事会又は常任役員会で定めた方法により招集することを妨げない。
- 4 前条第2項第2号若しくは第3号又は第3項第2号の規定により請求があった場合は、会長は、速やかに会議を招集しなければならない。

(議 長)

第23条 総会、理事会及び常任役員会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第21条第2項第3号の規定に基づく臨時総会を開催した場合は、出席正会員のうちから議長を選出する。

(定 足 数)

第24条 総会、理事会及び常任役員会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議 決)

第25条 総会及び理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席構成員の過半数の同意

でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会及び理事会においては、第22条第2項又は第3項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会及び理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により表決権を行使する場合は、当該構成員は出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 会議に出席した構成員の数及び氏名並びに理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - (4) 議決事項又は審議事項
 - (5) 議事の経過の概要
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。
 - 3 常任役員会の議事については、第1項の規定を準用する。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金収入
- (2) 会費収入
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入

(6) その他

(資産の管理)

第 2 9 条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

(経費の支弁)

第 3 0 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 3 1 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 3 2 条 本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、理事会の議決を得た後、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、理事会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から 7 5 日以内の総会の議決を得るものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。
- 3 第 1 項の規定による総会の議決を得た事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度開始後 3 月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。
- 4 第 1 項の規定による総会の議決を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の定めるところによりこれを行い、速やかに経済産業大臣に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第 3 3 条 本会の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、会長が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を得た後、当該事業年度終了後 7 5 日以内に総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の議決を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録は、当該事業年度終了後 3 月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

(特別会計)

第 3 4 条 本会は、事業の遂行上必要がある場合は、理事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

- 2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第35条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第36条 本会が借入金をしようとする場合は、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって、当該返済期間が1年未満のものを除き、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の承認を受けるものとする。

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会において、正会員総数4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第38条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2 本会は、民法第68条第2項第1号の規定に基づいて解散する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散の場合の残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を得て、本会と類似の目的を持つ他の法人又は団体に寄附するものとする。

第7章 補 則

(備付け書類及び帳簿)

第40条 本会は、事務所に、民法第51条に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

(1) 定款

(2) 理事及び監事の氏名、住所及び略歴を記載した書類

(3) 行政庁の許可、認可等を必要とする事業を行う場合は、その許可、許可等を受けていることを証する書類

(4) 定款に定める機関の議事に関する書類

(5) 資産及び負債の状況を示す書類

(6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(委 員 会)

第 4 1 条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について調査及び研究し、又は審議する。

3 その他委員会の組織、構成及び運営に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を得て別に定める。

(事 務 局)

第 4 2 条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

4 その他事務局及び職員に関する必要な事項は、会長が理事会の議決を得て別に定める。

(実 施 細 則)

第 4 3 条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則（平成 年 月 日）

- 1．この定款は、通商産業大臣の設立認可のあった日（以下「許可日」という。）から施行する。
（設立 昭和 60 年 6 月 3 日）
- 2．本会の設立初年度の入会金及び会費は、第 7 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3．本会の設立当初の役員は、第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は第 14 条第 1 項本文の規定にかかわらず、昭和 61 年度の開催する通常総会の日までとする。
- 4．本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 32 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5．本会の設立当初の事業年度は、第 36 条の規定にかかわらず、許可日から昭和 61 年 3 月 31 日までとする。
- 6．第 11 条第 1 項（ 1 ）変更規定は通商産業大臣の認可した日から施行する。
（認可日 平成 11 年 9 月 20 日）
- 7．第 18 条の変更規定及び第 40 条の新規規定は通商産業大臣の認可した日から施行する。
（認可日 平成 12 年 12 月 4 日）
- 8．第 11 条 2 項（副会長の定数変更）は経済産業大臣の認可した日から施行する。
（認可日 平成 14 年 7 月 3 日）